

3 3 平成27年6月9日申請（平成27年（争）第2号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

（1）経過

平成27年	
6月9日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
6月10日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月26日	あっせん委員（山本委員、荒井特別委員及び若林（亜）特別委員）の指名
6月30日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
7月2日	あっせん委員から、B社に対し、答弁書に関する質問を送付。
7月9日	A社から、答弁書に対する意見の提出。
7月9日	B社から、答弁書に関する質問に対する回答の提出。
7月17日	両当事者からの意見聴取。
7月27日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
8月7日	両当事者から、あっせん委員からの質問に対する回答の提出。
8月14日	あっせん委員から、両当事者に対し、再質問を送付。
8月21日	両当事者から、あっせん委員からの再質問に対する回答の提出。
8月25日	A社から、あっせん委員からの再質問に対する追加回答の提出。
9月7日	B社の回答内容等を踏まえまとめられたB社の提供条件をA社に提示。
9月10日	A社から、B社の提供条件に対する質問・要望の提出。
9月18日	対面による当事者間協議の実施。 (以降、両当事者間における書面による協議。)
11月24日	両当事者から、委員会に対し、基本合意が成立した旨の報告。 (⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

A社は、B社の電話サービス等を、自社の業務（クラウド型CTIを用いた再販業務）で用いるほか、再販業務を行っていた。

しかし、B社との契約書における再販の扱いが不明瞭であること等がB社との間で問題となったため、平成26年3月、特約書の形式で契約条件を定めるに至った。

平成26年3月の特約書は、その締結後は原則自社利用目的にのみ限定されるものであったが、①締結前から利用されている回線については、再販目的であっても特約が適用されること、②同一場所への回線の増設については特約の適用対象となることがそれぞれ定められていた。

平成26年3月の特約書では、対象を自社利用等に限定していたこともあり、自社利用等目的（特約書締結前の再販目的で利用されていたものも含む。料金はほぼ据え置き。）と再販目的（卸電気通信役務。料金は割高。）の特約書の2種類を平成26年5月に締結した。

A社は、自社利用等・再販目的ともに、平成26年6月以降も回線の申込を行っているが、B社は、これまでの特約は、適用される対象を特定した個別契約であり、将来締結する契約は、改めて条件の合意が必要であるとしている。そのため、平成26年5月の特約書締結から1年も経過しないうちに一定以上の値上げを要請した例もあり、回線の開通まで持ち込めた案件はほとんどない。

また、既存顧客が、利用中の回線と同一場所への追加の回線を申し込んだ場合、平成26年5月の特約書によれば、従来の回線に適用される料金が新しく引き込んだ回線にも適用されると考える。

しかしながら、このような場合のB社の認識は、機能が不可分であり個々の回線の呼を区別することができないため、既存回線及び追加回線全てについて、大幅な値上げになる新料金によって計算することになるとのことである。

このようなことから、平成27年3月まで協議を行ったが、協議は平行線に終始し、当事者間の協議では難しいと考えるため、以下の事項のあっせんを求める。

- ①平成26年秋以降に、A社が自社利用目的で申込を行っているものについて、平成26年5月の特約書を適用して、速やかにサービスを提供すること。
- ②平成26年4月以前に、再販目的でB社より役務提供を受け、平成26

年5月の特約書が適用されている回線のエンドユーザーが、回線の増設を希望する場合は、当該特約書を適用して速やかにサービスを提供すること。

- ③新規の再販の案件を受注できるように、平成26年5月の特約書と同水準での、包括的な卸電気通信役務提供条件を形成すること。

(3) 答弁書における主な主張

過去、A社が営業に用いていた提案書には、A社とB社が卸役務契約を締結していた等の事実を反する又はB社との契約に違反する内容が数多く含まれていた。このため、事実を反する提案書について何度かA社に対し改善を申入れた。その結果、平成26年3月に、

- ①従前からの自社利用・既存の（B社が不知の）再販に係る取引については、当面継続する
②新たな再販に係る取引については、1年間の期間を定め改善効果を見極めながら限定的に提供する

ことで合意し、新たに個別契約を締結した。その後、同年5月の契約変更により、自社利用（既存の（B社が不知の）再販を含む）と卸との契約の分割を実施した。

「自社利用」と「既存の（B社が不知の）再販」とを同じ括りとし、同一場所への増設に特約を適用する措置は、B社は不知だったとは言え、既存の再販のエンドユーザーは善意の第三者であり、電気通信事業法の役務提供義務に配慮したものである。しかしながら、例えば独占禁止法等に抵触するような状況では履行すべきではなく、その為、特約書において、そもそも追加回線等を認めるか否かは、B社の承諾が必要としている。製造コストを算定の結果、法令の範囲内であれば同一条件での追加回線等を認め、範囲外であれば、認めないこととなる。

この点、A社の主張は、製造コストの決定要素を全て無視して常に一律の価格での提供を求める「包括的な卸電気通信役務契約の締結」を象徴的なものとして、A社の営業方針に基づき生じるリスクを一方的にB社に転嫁させるものであり、実質的にB社に製造コストを下回る（又は適正な利潤が生じない）価格での提供を求めるものでもあり、B社の経営上の問題のみならず、独占禁止法等の観点からも、到底受け入れることはできない。

なお、A社が主張する「B社による大幅な値上げ幅」は、B社の算定ロジックに基づいて能率的な経営の下における適正な原価（製造コスト）に適正な利潤を加えた正当な価格を算定し、それを提示したものである。

また、新たな再販に係る卸契約は、契約期間が1年間で満了期限の3か月

前迄の継続意思の有無の表明を規定しており、B社は、その時点における各種条件を勘案した上で、製造コストに適正な利潤を加えた正当な価格にて契約更新に係る協議を行ってきたが、最終的には平成26年3月に、物別れに終わっている。

よって、B社としては以降の取引拡大の意思はなく、これ以上、A社に対して、B社の通常範囲を超えた特約を提供する義務はないと考えている。

(4) 主な合意事項

B社とA社は、A社が平成27年6月9日に総務省電気通信紛争処理委員会にあっせん申請した特約内容及び条件について、以下のとおり合意する。

- 1 B社がA社に提供する電話サービス等は、「自社利用」、「既存利用」及び「新規再販」の類型とする。
- 2 B社はA社に対し、1で定める類型に従い、双方が合意した価格条件で役務を提供する。
- 3 契約期間は、契約締結時にA社が別に定める日から1年間とし、契約満了日の3か月前に契約内容の変更又は解約の申し入れがなければ、同一条件で契約が更新されるものとする。
- 4 3にかかわらず、あらかじめ双方が合意した価格へ影響を与える事由が発生した場合には、契約の有効期間中であっても、B社は価格変更の協議を申し入れることができるものとし、A社は当該価格変更が合理的な根拠及び算出方法である場合には、原則として受け入れるものとする。
- 5 上記に加え、B社はA社に対して特約を廃止する条件の追加を求めるものとし、A社はこれに従うものとする。
- 6 B社とA社は、互いに継続的かつ友好的な関係を形成するため、特約内容及び条件について誠実に協議し、合意した事項については確実に履行するよう努力する。